

平成 28年 5月23日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

国税不服申立制度についての概要

平成28年4月1日からの運用に一部緩和されました。

税務署長や国税局長などが行った更生・決定や差押えなど国税に関する法律に基づく処分に不服がある場合3ヶ月以内(改正前は2ヶ月以内)に納税者が処分の取り消しなどを求めることができる**不服申立制度**があります

その場合、国税不服審判所長に対する「**審査請求**」と税務署長等に対する「**再調査の請求**」(改正前は「**異議申立て**」)との選択ができることになりました。

〔審査請求とは〕

税務署や国税局長などが行った処分(「原処分」といい、原処分を行った税務署や国税局長などを「原処分庁」といいます。)に不服がある場合に、その処分の取り消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てることができます。

この審査請求は再調査の請求を経ずに直接行うことができるようになったこと、再調査の請求を行った場合でも、その再調査の請求についての決定(再調査決定)後の処分になお不服がある場合に審査請求を行うこともできます。

(注1) 審査請求のみができる場合

国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員が行った処分に不服がある場合(例えば、登録免許税について登記官が行った処分、自動車重量税については国土交通大臣等が行った処分など…。)

(注2) 国税庁長官が行った処分に不服がある場合

国税庁長官に対する審査請求をすることができます。

(国税不服審判所長に対する審査請求はすることができません。)

〔再調査の請求とは〕

税務署や国税局長などが行った処分に不服がある場合に、その処分の取り消しや変更を求めて原処分庁に対して不服を申し立てる制度です。原処分庁はその処分が正しかったかどうかを、改めて見直しを行い、その結果を再調査決定書謄本により再調査の請求人に通知します。

〔訴訟の提起〕

国税不服審判所長の裁決があった後の処分になお不服がある場合には、裁決があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起することができます。

また、審査請求をした日の翌日から3ヶ月を経過しても裁決がない場合は、裁決を経ないで裁判所に訴訟を提起することもできます。